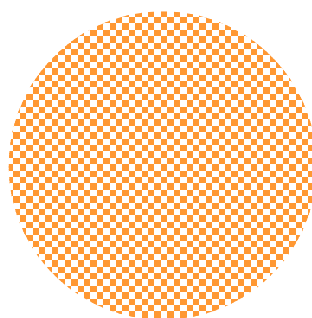
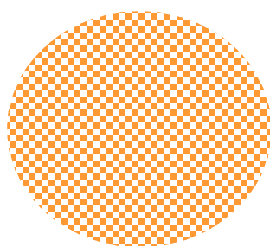


「参考資料」

第2次鳥取県男女共同参画計画の

「課題」に対する「具体的施策」及び数値目標



第2次鳥取県男女共同参画計画の体系は、「A：男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行等の是正及び意識改革」「B：職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選択できる社会」「C：女性の人権が擁護され、誰もが共に主体的に生きる権利の確保」の3つの大きなテーマから構成されています。

そして、そのテーマごとに「重点目標」を設定し、その重点目標の中から「課題」を抽出しました（第2章計画の体系参照）。ここでは、その「課題」の解決に向けた県の「具体的な施策」とその内容を、平成18、19年度の施策を中心に、将来的な見通しも考慮して作成しました。

また、各テーマごとに数値目標を設定しました。もちろん、男女共同参画の進展は単純に数字で表すことはできませんが、一つの目安と考えられます。

A 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

取り組むべき課題	具体的施策	施策の内容	担当課
1 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう			
①議会への女性の参画を進める	○女性の政策決定参画セミナー等の開催 ○男女共同参画社会づくり推進事業	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	男女共同参画推進課
	○議会傍聴者託児サービス	・議会傍聴者への託児サービス	議会事務局
②審議会などへの女性の参画を進める	○国への規制緩和の要望	・審議会等への女性の参画の障害となっている法律に定める充て職による委員任命の規制を緩和するための国への要望	職員課、各審議会の所管課
	○男女共同参画人材バンクの充実と活用促進 ○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・審議会等委員の選考に活用 ・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	男女共同参画推進課
	○社会参加応援託児体制整備事業	・県が設置する委員会等に参加する委員等の託児を実施	子ども家庭課
③自治体の管理職への女性の登用を進める	○県職員における女性幹部登用の促進	・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進	職員課 教育委員会 教育総務課
	○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	男女共同参画推進課
④企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおいて物事を決める場面への女性の参画を進める	○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	男女共同参画推進課
	○教育・研究機関の方針決定過程における女性の参画状況に関する調査の実施	・県内の私立幼稚園、私立高等学校、専門学校、高等教育機関（大学等）における園長、学校長、学長、役員等への女性の就任状況調査を行い、方針決定	青少年・文教課

		過程への女性の参画拡大の問題点・課題を明らかにするとともに、女性の参画拡大のための方策について検討。	
⑤積極的改善措置 (ポジティブアクション)の考え方を広める	○男女共同参画社会づくり推進事業(再掲)	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	男女共同参画推進課

2 女だから、男だからと決めつけしないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を変えてみよう

教育と学習の機会を充実しよう

①学校教育での男女共同参画の視点に立った学習を充実する	○学校における男女共生教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・全教育活動における男女平等観の育成 ・個性を生かした進路指導の充実 	教育委員会 小中学校課 特別支援教育室
		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用 ・教職員研修の実施 	人権教育課
	○男女共同参画意識の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成する。 	高等学校課
	○未来の親となるための学習推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の体験活動を実施し、子育てを実感させたり責任感を自覚させる。また、親としての意識啓発のための参考資料を生徒に配布する。 	
②様々な選択肢の中から選ぶことができる教育・学習機会を充実する	○とっとりの文化芸術探訪事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外で評価されていながらも県民に広く知られていない本県ゆかりの人物に光を当て、その功績や人間的魅力を再評価し、顕彰する。 ・当該事業の他にも同様の趣旨から「尾崎翠」「尾崎放哉」などを再評価・顕彰する事業を実施しており、今後とも人物の拾い出し、PRに努める。 	文化政策課
	○特定の分野に偏らない進路指導	<ul style="list-style-type: none"> ・進学、就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進学観等にとらわれずに、個人の能力や資質に沿った指導を行う。 	教育委員会 高等学校課
③家庭教育・社会教育において男女共同参画の視点に立った学習を進める	○生涯学習講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」等の開催 ・学校開放講座の実施 ・生涯学習講座等を企画・実施する社会教育主事や公民館主事等に対する研修の実施 	家庭・地域教育課
	○生涯学習情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット、広報紙等での生涯学習情報の提供 	
	○県立人権ひろば21(ふらっと)の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等 	人権推進課
	○(社)鳥取県人権文化センターへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題に関する各種研修会、講座の開催 	

	○県民自ら行う人権学習の支援	・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	
	○人権協働ネットワークの推進	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	
	○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	男女共同参画推進課
	○男女共同参画センター事業	・男女共同参画週間事業の実施 ・よりん彩活動支援事業の実施 ・男女共同参画フォーラムの開催 ・男女共同参画リーダー研修等の開催 ・その他普及啓発、情報収集と提供、 ・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	
④男性を対象とした男女共同参画の学習機会を提供し、男性の「自立を進める	○男性対象のセミナー開催（男女共同参画フォーラム）		男女共同参画推進課

広報・啓発活動を充実する

①男女共同参画社会の実現に向け、県民の理解を得るための広報活動を充実する	○「男女共同参画の目指すべき姿」PR事業 ○市町村男女共同参画担当課会議、研修セミナーの開催	・第2次計画に示した「男女共同参画社会の目指すべき姿」をわかりやすい形でPR。 ・各市町村に対し条例、計画等の策定の促進	男女共同参画推進課
	○人権尊重理念の啓発	・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布	人権推進課
	○県民自ら行う人権学習の支援（再掲）	・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	
	○人権協働ネットワークの推進（再掲）	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	
②メディアにおける男女の人権尊重を働きかける	○企業経営者等に対する啓発の充実	・企業経営者等を対象とした人権セミナー開催	人権推進課
	○情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報育の推進	・学校における情報教育の充実	特別支援教育室
	○「鳥取県行政広報物ガイドライン」による広報物作成時のチェック		男女共同参画推進課
③情報を自分の判断で適切に見分けられる能力を育てる	○青少年健全育成条例施行	・青少年を取り巻く環境浄化など青少年健全育成条例を効果的に運用 ・健全育成協力員による図書類の販売実態等の調査、報告 ・有害図書指定審査会の開催	青少年・文教課

	○メディアとの接し方に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会主催による「とっとり発メディアとの接し方フォーラム」の開催 ・ケータイ・インターネット教育推進員養成講座の開催 ・啓発資料の作成配布 ・PTA等と連携した子どもたちの正しいメディア利用を推進するような保護者等への啓発活動の実施 	家庭・地域教育課
	○学校における情報教育の充実	学習を通して「情報活用能力」を養う <ul style="list-style-type: none"> ・情報活用の実践力 ・情報の科学的な理解 ・情報社会に参画する態度 	小中学校課 特別支援教育室

3 様々な分野で男女共同参画を推進しよう

①防災分野で男女共同参画を進める	<ul style="list-style-type: none"> ○女性防火組織等の育成と支援 ○地域ごとの組織づくりや活動推進への支援 ○鳥取県女性防火・防災連絡協議会による事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性防火組織の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修等で消防防災への関心と意識、知識・技術等を高め、消防防災分野への女性参入を進める。 ・女性の消防団活動への参加拡大 	消防課
②地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などで男女共同参画を進める	○地域づくり推進費	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりに関する相談、助言 ・地域づくり情報誌（因伯人）の発行 ・地域づくりセミナーの開催 以上の取組等を「鳥取県地域づくりセンター」に委託	地域自立戦略課
	○環境教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習アドバイザー制度 ・学校等で使用する環境教育の教材作成等 	環境立県推進課
	○こどもエコクラブ活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・活動発表・交流会の開催 ・活動経費の支援 	
	○環境立県協働促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民団体等が実施する環境活動に対して支援 	
	○グリーン購入推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入とっとりネットを中心に購入普及啓発 	循環型社会推進課
	○鳥取県環境学術研究振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の高等教育機関（大学等）における環境に関する学術研究に対する支援（補助又は委託）。 ※研究テーマの採択にあたり、可能な範囲内で男女のバランスを考慮。	青少年・文教課
○高等教育機関「知の財産」活用推進事業			

4 自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

①家庭や地域社会で男女共同参画の視点で考え方を考えてみる	○住民自治の推進方策の検討と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の自治会等の活動状況の把握 ・住民自治の推進に向けての県内外の取り組みの調査とその紹介 ・住民自治の必要性の啓発 	地域自立戦略課
------------------------------	------------------	---	---------

	○ともに歩む自治会づくり支援事業	・男女共同参画を活用した自治会づくり実践事例集を作成し、活用	男女共同参画推進課
	○家庭や地域社会における学習機会や情報の提供	・保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催 ・子育てサポーターリーダー養成講座の実施 ・家庭教育啓発、学習資料等の作成配布	家庭・地域教育課
	○家庭や地域社会における子育て実践・支援活動の展開	・PTA等と連携した、家庭や地域社会における基本的な生活習慣の定着及ルール・マナーの確立のための実践活動の推進	
	○父親の家庭教育参加促進	・父親の家庭教育参加を考える集いの開催 ・おやしサミットの開催 ・「おやしの会」の取組支援	
	○人権尊重理念の啓発（再掲）	・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布	人権推進課
	○県民自ら行う人権学習の支援（再掲）	・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	
	○人権協働ネットワークの推進（再掲）	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	
	○男女共同参画センターによる普及啓発事業	・男女共同参画週間事業の実施 ・よりん彩活動支援事業の実施 ・男女共同参画フォーラムの開催 ・男女共同参画リーダー研修等の開催 ・図書、ビデオの貸出 ・課題に応じた調査研究とマニュアルの作成 ・その他普及啓発、情報収集と提供、各種相談、交流活動支援	男女共同参画推進課
②地域活動、ボランティア活動の分野での男女共同参画を進める	○非営利公益活動促進事業	・NPOの活動支援：アドバイザー派遣、NPO運営研修会、NPO制度説明会 ・職員の啓発：県・市町村職員NPO研修会 ・県民向け情報誌発行	協働推進課
	○青少年育成国際協力推進事業	・青少年海外協力隊への支援、帰国隊員の県内定住の支援等（H17）	交流推進課
	○社会教育関係団体指導者の育成支援	・婦人会、青年団等の活動支援 ・PTA指導資料作成、新任役員に対する研修の実施	家庭・地域教育課 各教育局
	○ボランティア活動、地域活動への参加	・授業で学んだ技術を活用するなどしてボランティアや地域活動に参加する生徒を支援する。社会において地域や家庭の一員として貢献できる人材育成。	教育委員会 高等学校課

5 国際社会の一員として行動しよう

①国際社会の一員として男女共同参画の取り組みへの理解を深める	○子どもの権利条約普及推進事業	・啓発パンフレットを作成し小学校、中学校、盲・聾・養護学校に通う児童のいる全世帯に配布	子ども家庭課
②男女共同参画推進に関する環日本海諸国などとの交流を進める	○環日本海女性指導者交流事業	・環日本海女性指導者交流会への開催、参加。（第1回（H17）は江原道、第2回（H18）は鳥取県で開催各国持ち回り）	男女共同参画推進課
③外国人居住者が暮らしやすい環境を整備する	○在住外国人支援事業	・私費留学生奨学金支給 ・「国際交流のタベ」開催 ・留学生オリエンテーションの開催 ・日本語クラス運営事業 ・ボランティア登録制度の運営 ・在留相談窓口の運営 ・防災マニュアルの配布（予定）	交流推進課 （国際交流財団）

B 職場、家庭及び地域において、だれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

課 題	具体的施策	施策の内容	担当課
1 男女がともに能力を発揮できるような職場環境をつくろう			
①女性の能力開発を進めるための支援を行う	○職業訓練事業	・訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施（2ヶ月～2年間）	労働雇用課
	○男女共同参画推進企業認定事業（再掲） ○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 ・チラシ、ガイドブックによる各種法律、制度の普及啓発	男女共同参画推進課
②雇用の場において、男女に平等な機会（チャンス）があり、かつ母性が尊重される企業を育成する	○男女共同参画推進企業認定事業（再掲） ○よりん彩活動支援事業（研修支援講座）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	男女共同参画推進課
③雇用の場における積極的改善措置（ポジティブアクション）を進める	○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	男女共同参画推進課
	○企業自立化支援資金	・福利厚生施設の充実を支援	経済政策課
④経営者も発想を変え、職場における男女共同参画を実現する	○人権尊重理念の啓発（再掲）	・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料の作成・配布	人権推進課
	○企業経営者等に対する啓発の充実（再掲）	・企業経営者等を対象とした人権セミナー開催	
	○男女共同参画推進企業認定事業（再掲） ○男女共同参画社会づくり進事業 ○よりん彩活動支援事業（研修支援講座）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定（H17） ・チラシ、ガイドブックによる各種法律、制度の普及啓発	男女共同参画推進課
	○勤労者福祉事業	・県内事業所の労使双方に労働情報を提供するメールマガジン「労働とっとり」を配信（毎月）	労働雇用課

⑤職場（学校、官公庁を含む）におけるセクシャル・ハラスメント対策を進める	○（社）鳥取県人権文化センターの相談事業への支援	・電話、面接による一般相談、弁護士による専門相談を行う。	人権推進課
	○職場環境づくりの推進セクシュアル・ハラスメント防止委員会の設置・セクハラ専門相談員等の配置による相談体制の整備その他の相談窓口の設置	・セクシャル・ハラスメント防止委員を任命、委員会の開催専門相談員外部1名、内部20名前後）の配置・職場環境相談員として各所属で男女各1名を目安に選任 ・相談員を対象とした研修会の実施及び外部開催研修会への派遣	福利厚生室
	○学校での生徒の相談窓口	・スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行う。また、教職員への助言をとおして指導力の向上を図る。	教育委員会 高等学校課
	○男女共同参画推進企業認定事業（再掲） ○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲） ○男女共同参画に関する行政職員研修会の開催（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 ・セクハラ防止啓発リーフレット配布 ・セクハラ防止のための普及啓発を行う	男女共同参画推進課

2 仕事と家庭の両方を大切にしよう

①仕事と家庭の両方が成り立つよう、職場ぐるみで応援する取組みを進める	○企業との連携による子育て環境の整備	・参観日等への参加促進、保護者の働く職場見学の実施、従業員に対する家庭教育相談事業の実施など、家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業と協定を締結する「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の取組を推進 ・「とっとり子育て応援団」の育成による企業等における研修支援	家庭・地域教育課
	○子ども・子育て応援プログラムの実行（対象県職員）	・子育て支援制度の周知 ・男性の育児休業・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・子育て応援メッセージによる情報発信（制度・休暇の活用事例・研修会等の情報）	職員課
	○職場環境づくりの推進 ・育児休業中職員の職場復帰支援研修会の開催（対象：県職員） ・男の料理教室の開催（対象：県職員）	・職場環境なんでも相談箱の設置 ・庁内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置 ・県内3地区で開催 ・県政の動向や新しい業務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を行う ・料理経験のほとんどない男性職員を対象に、年1回調理実習を実施	福利厚生室
	○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	男女共同参画推進課

	○育児・介護休業者生活資金貸付事業	・育児休業者に対し生活資金の貸し付けを行う	労働雇用課
	○育児休業取得促進事業・小規模事業所育児休業普及指導員の設置	・社会保険労務士に委嘱し制度の普及啓発を図る	
	○産休等代替職員費	・産休等の休暇中の職員に賃金を支払う児童福祉施設等に対し、産休等代替職員に支払う賃金について、補助する。	子ども家庭課
	○「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（鳥取県病院局）」の実行（対象:病院局職員）	・各種休暇・休業制度の周知 ・育児休業が取得しやすい環境づくり ・有給休暇が取得しやすい環境づくり ・超過勤務の縮減等仕事と家庭生活の両立	病院局
	○「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」の実行（対象:公立学校教職員）	・子育て支援制度の周知 ・男性の育児休業・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発	教育委員会 教育総務課
○次世代育成を支援する各種制度の周知 ・子育て体験事例の紹介 ○育児に専念できる環境づくり ・育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 ・男性職員を対象にした子育て講座の開催 ○仕事と子育てが両立できる環境づくり ・職場環境相談窓口の設置		教育委員会 福利室	
②子育てを支援する対策を充実する	○県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している。 （母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障害者世帯、同居親族障害者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	住宅政策課
	○子ども・子育て応援プログラムの実行（対象:県職員）	・子育て支援制度と具体的活用事例の周知 ・育児休業任期付職員の採用 ・男性の育児休業や育児のための休暇の周知 ・子育て応援メッセージによる情報発信	職員課
	○青少年育成鳥取県民会議運営事業	・青少年育成県民運動の推進（街頭広報・啓発活動、県民大会の開催） ・青少年育成推進指導員の設置及び研修会の実施 ・非行防止と環境浄化活動の普及啓発事業以上の取組等を行う青少年育成鳥取県民会議へ経費助成	青少年・文教課 （青少年育成鳥取県民会議）

○家庭の教育力向上のための県民の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における家庭教育・子育て講座の開催促進 ・家庭教育啓発、子育て関係資料の提供 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への電話相談の実施 	家庭・地域教育課
○地域における子育て支援体制の構築促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等を中心とした地域コミュニティにおける子育て支援体制の構築を促進 ・PTAや婦人会等と連携した子どもたちを健やかに育む地域づくりの推進 	
○子ども電話相談運営費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親、友人、学校の先生等に相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体へ経費助成 	子ども家庭課
○メディアと子育て応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・お父さんのため子育て出前講座（メディア講座：テレビを消した後の子どもとのかかわり体験（絵本の読み聞かせ、おもちゃスタートど）を県庁、民間事業所等で実施 	
○子育て・親育ち応援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親が自己肯定感等を高め、親として育てていくためのプログラムの普及。心のふれあいプロジェクト全国集会への経費助成 	
○保育所に対する総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育、乳児保育、一時保育、地域子育て支援センター、障害児保育円滑化事業、休日保育、夜間保育、障害児保育、重度障害児保育事業の実施 	
○認可外保育施設支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設における保育環境を整備し、入所児童の福祉の向上を図る 	
○放課後子どもプランの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てと仕事の両立を支援するため、昼間保護者のいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費を補助する。 	
○第3子保育料軽減子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の第3子以降（同時に2人以上入所の場合は、国の軽減対策とならない児童）の保育料を国の定める保育料徴収基準額の1/3相当額を助成し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減する。 	
○ファミリー・サポートセンター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護の相互支援事業を行う会員組織（ファミリー・サポートセンター）の運営、設立等に関し市町村に対し研修を行う。 	男女共同参画推進課
○心豊かな幼稚園づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園に対し助成。 ・地域の未就園児や保護者等を対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園に対し助成。 	子ども家庭課

	○同時在園保育料軽減事業	・世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成。	
	○第3子保育料軽減子育て支援事業	・世帯の第3子以降の園児にかかる保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成。	
	職場環境づくりの推進 (対象:県職員)		福利厚生室
	○職場参観デーの実施	・子どもの夏休み期間中、本庁及び一部地方機関で実施 ・職員の子どもに親の職場での働く姿を紹介する	
	○新米パパのための子育て講習会	・新米パパの職員を対象に年1回実施 ・ミルクの飲ませ方や入浴のさせ方などの実技講習等を行う	
	○みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プランの実行 (対象:公立学校教職員)	・子育て支援制度と具体的活用事例の周知 ・育児休業任期付職員採用の検討 ・男性の育児休業や育児のための休暇の周知	教育委員会 教育総務課
③ひとり親家庭の自立を支援する	○県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している。 (母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障害者世帯、同居親族障害者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯)	住宅政策課
	○ひとり親家庭総合支援事業	①母子家庭自立支援員設置(福祉事務所に4名配置) ②母子福祉対策推進費(母子家庭等生活支援事業、ひとり親家庭モバイル相談、日常生活支援) ③母子寡婦福祉推進員(中学校区に75名配置) ④母子寡婦福祉資金償還協力員設置(福祉事務所に5名配置) ⑤母子家庭等就業・自立支援 ⑥母子家庭等自立支援給付金(自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進事業、常用雇用転換奨励金給付事業) ⑦ひとり親家庭助成(小中学校の入学の支度金)事業	子ども家庭課
	○母子寡婦福祉資金貸付事業	・配偶者のない女子で、現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進する	
	○児童扶養手当支給事業	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給。	

	○母子家庭・DV被害者就業支援事業	・求職中の母子家庭の母及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	
	○母子生活支援施設強化事業	・DV相談件数等の増加に加え、精神疾患等を伴う方などの母子生活支援施設への入所が増加しているため、母子の社会自立の支援を図るため、国の配置基準を超えて母子指導員を配置するのに要する経費を助成する。	
	○職業訓練受講促進事業	・一定要件を満たす母子家庭の母等が公共職業訓練を受講するときに訓練手当を支給	労働雇用課
	○職場適応訓練事業	・母子家庭の母等の就職を促進するため、事業所に6ヶ月の訓練を委託し、常用雇用に結びつける。（一定要件を満たす訓練生には訓練手当を支給）	
④労働者が様々な働き方（時間、方法など）を選べるようにする	○図書、ビデオの貸出		男女共同参画推進課
	○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	
	○多様な働き方支援事業	・中小企業労働相談所（労働・雇用相談員）の機能強化 ・キャリア・コンサルタント有資格者の配置、養成 ・キャリア・コンサルティングの導入 → 出産・育児後の女性労働者の就業継続・復職支援等、複雑・多様化する労働相談（キャリア相談・メンタルヘルス相談等）に適切に対処	労働雇用課
	○勤労者福祉事業	・労働講座（主に非正社員を対象）の開催（労働関係法令や制度等の解説、労働相談事例の紹介等 東・中・西部地区各4回） ・中小企業労働施策アドバイザーによる事業所の労務管理改善の促進 ・正社員と非正社員との均衡処遇に配慮した労務管理の指導・助言（具体的な方策の例示、就業規則改正の指導等） ・先進事業所の優良事例の紹介 ・事業所の実施している非正社員に対する労働条件改善等の優良事例の紹介（優良事例紹介パンフレットの作成・配布）	

3 農林水産業、商工業など自営業でも男女共同参画を進めよう

①男女共同参画の視点に立って考え方を 変える	○男女共同参画に係る 啓発等	・研修会等による女性自身の参画意識 の高揚 ・集落組織等への女性参画に向けた啓発	各総合事務 所
	○次世代の漁業者育成 事業	・全国女性研修会への参加費を助成	水産課
②物事を決める場面 への女性の参画を 進める	○農業改良普及指導活 動	・女性組織等が開催する知識、技能習 得のための研修会への支援 ・役員として活躍できるような女性の 掘り起こしと能力向上	農林総合技 術研究院
	○鳥取県小規模事業者 等経営支援交付金	・商工会連合会、商工会議所連合会が 行う講習会、研修会開催費の助 成	経済政策課
③女性の働きや立場 を正しく評価する	農業改良普及指導活動 (再掲)	・研修会、戸別訪問等による家族経営 協定締結推進とフォローアップ ・女性農業委員の能力向上のための研 修会開催支援	農林総合技 術研究院
	○林業普及指導事業 (林業女性活動推進)	・女性グループの地域活動の支援	
④起業家を目指す女 性を支援する	・農業改良普及指導活 動(再掲) ・チャレンジプラン支 援事業 ・とっとりオリジナル 加工品	・農産物加工、販売等に取り組み女性 組織の起業等に対し、技術、経営面 での個別支援	農林総合技 術研究院 農政課 市場開拓監
	○鳥取県中小企業連携 組織支援交付金	・企業組合等の設立支援及び創業時に 要する経費を助成	経済政策課
	○SOHOビジネスサ ポート事業	・SOHOを活用した創業環境の整備 やステップアップのため、SOHO 支援事業者に補助金を交付	
	○新規参入資金、チャ レンジ応援資金	・創業等、やる気と能力ある者に対し 金融支援を行う	
	○鳥取県やる気のある 企業支援補助金	・中小企業が行う独自性のある研究開 発、経営革新計画に沿った研究発・ 販路開拓等を支援	産業開発課
	○知的財産・ベン チャー発掘支援事業	・大学との共同研究や創業をめざした 研究開発を支援	

4 男女共同参画の視点に立って高齢者や障害者への自立を支援しよう

①高齢者が安心して 暮らせる条件を整 備(雇用、社会参 加、介護体制など)する	○交通バリアフリーの 促進	・交通バリアフリー基本構想に基づく 鉄道駅等公共交通施設のバリアフ リー化の促進。 ・鳥取市交通バリアフリー基本構想の 策定(H14) ・鳥取駅のエスカレーター設置(H12) ・倉吉市交通バリアフリー基本構想の 策定(H17)	交通政策課
	○介護予防推進事業	・市町村や事業者が行う介護予防に関 する事業についてより有効に実施で きるよう調査・研究・研修等を行う とともに、市町村等に適切な助言・ 支援を行う。	長寿社会課

②障害者の自立を支援する	○高齢者自立支援普及促進事業	・地域活動を積極的に推進する地区において自立支援概念の普及等に取り組むコーディネーターを養成し、地域の皆で助け合う「できる限り自立した日常生活を営む」地域社会を再構築する。	長寿社会課
	○介護予防地域リハビリテーション推進事業	・高齢者ができるだけ要介護状態にならないように、また障害があっても住み慣れた地域でそこに住む人々とともに安心して社会生活が送れるように、本人を中心に保健や医療、福祉に関わる人々や機関、組織がリハビリテーションの立場から互いに連携して支援する体制を整備する。	
	○高齢者虐待防止推進事業	・介護保険施設等や医療機関での身体拘束や家庭における高齢者虐待が顕在化していることから、高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発を行うとともに、早期発見・早期対応のための体制を整備する。	
	○認知症対策事業	・高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対し、早期発見・早期治療体制を整えるとともに、認知症進行に伴って必要とされる専門的な医療、介護、家族支援及び地域の支援体制が適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成し、在宅生活が継続できる体制をつくる。	
	○介護サービス等人材育成事業	・介護支援専門員、認定調査員、主治医、施設管理者、介護サービス事業者等、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を行い、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図る。	
	○ファミリー・サポート・センターへの支援	・育児、介護の相互援助事業を行う会員組織の運営に助成及び設立促進	男女共同参画推進課
	○県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している。 （母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障害者世帯、同居親族障害者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	住宅政策課
	○職場適応訓練事業	・障害者の就職を促進するため、事業所に6ヶ月の訓練を委託し、常用雇用に結びつける（一定要件を満たす訓練生には訓練手当を支給）	労働雇用課
○障害者職業訓練事業	・障害者の雇用・就業の促進を図るため、障害者を対象とした職業訓練を実施（訓練生には訓練手当を支給） ・知的障害者対象（施設内訓練） 期間1年		

		・身体障害者等対象（委託訓練） 期間1ヶ月～3ヶ月 （最長6ヶ月）	
--	--	---	--

C 女性の人権や、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

1 女性に対するあらゆる暴力をなくそう			
①女性に対する暴力を許さない社会づくりを進める	○講習会、研修会の開催	・教職員等の研修による啓発	小中学校課 特別支援教育室
	○学校における性教育の充実	・学校における性教育の充実	
②配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、ストーカー行為などへの対策を進める	○性犯罪被害者に係る相談窓口の周知	・性犯罪110番の広報資料の作成、配布	捜査第一課
	○ストーカー対策の推進	・資器材の整備等	生活安全企画課
	○DVに悩む男性支援事業	・DVに悩む男性用相談電話を受ける相談員の養成と電話相談を実施する。	子ども家庭課
	○未来の親となるための学習推進	・親としての意識啓発のための生徒参考資料を配付し、デートDVについての知識を付与	高等学校課 家庭・地域教育課人権教育課
③被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリング体制を整備する	○被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備	・被害者カウンセラーの委嘱と被害者に対する紹介	警察県民課
		・関係機関、団体と連携	警察県民課 生活安全企画課
		・ストーカー・DV被害者等からの相談対応	生活安全企画課
		・女性警察官による性犯罪被害者からの相談受理	捜査第一課
	○（社）鳥取県人権文化センターの相談事業への支援	・電話、面接による一般相談、弁護士による専門相談を行う	人権推進課
	○婦人相談所事業	・婦人保護事業実施の中核機関である婦人相談所の運営及び婦人相談員を配置する。（夫からの暴力、女性をめぐる諸問題についての相談援助）	子ども家庭課
	○外国人DV被害者支援員養成事業	・外国人DV被害者の通訳にあたるスタッフが不足しているため、通訳を行うことができる外国人等の養成を行い、被害者支援及びDV被害の未然防止を図っていく。	
	○DVに悩む男性支援事業	・DVに悩む男性用相談電話を受ける相談員の養成と電話相談を実施する。	
○男女共同参画センター相談事業	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	男女共同参画推進課	

④被害者を支援する体制の整備及び関係機関の連携を強化する (二次的被害の防止)	○犯罪被害者支援の充実と関係機関との連携強化 (H18)	・犯罪被害者支援連絡協議会総会の開催	警察県民課
	○性犯罪被害者に対する経済的支援	・初診料等の公費負担 ・診断書料の公費負担	捜査第一課
	○県営住宅の優先入居制度	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している。 (母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障害者世帯、同居親族障害者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯)	住宅政策課
	○婦人一時保護所費	・婦人相談所に併設する婦人相談所一時保護所の運営を実施する。	子ども家庭課
	○ステップハウス運営事業	・DV被害者等が避難所を退所後、精神的ダメージや経済的理由から、すぐ自立できないため、被害者に住居を提供するとともに、心理ケアを施すことにより、被害者の精神の回復と経済的自立を図る。	
○ODV被害者支援事業	①心のケア事業 ②女性に対する暴力防止普及啓発事業 ③関係機関研修会 ④関係機関連携強化事業 ⑤女性に対する暴力被害者支援事業 ⑥DV法保護対象外暴力被害者一時保護事業 ⑦夜間電話相談窓口設置事業 ⑧DV被害者等支援体制強化事業を実施し、DV被害者の支援及び未然防止を図る。		

2 女性の健康を支援していこう

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖の健康・権利)に関する正しい知識を普及する	○体育実技等補助職員措置	・妊娠中の女子教諭の体育実技授業に補助職員を配置	小中学校課 特別支援教育室
	○学校における性教育・エイズ教育の充実	・手引き等を作成し、学校教育での性教育の充実を図る。	体育保健課
	○心や性等の健康問題対策事業(学校・地域保健連携推進事業)	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施 ・産婦人科医等をヘルスカウンセリングアドバイザーに委嘱し、相談活動の助言・直接面談の実施	
	○女性の健康づくり支援事業	・健康に関する情報提供、相談体制の実施	健康対策課
	○すくすく子育て健康支援事業	・未熟児、発達障害児、多胎児、外国人家庭、長期療養児等を抱える保護者支援のための健康教室等開催	

	○思春期健康問題緊急プロジェクト	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	
②妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策を進める	○妊娠中毒症等療養援護費	・妊娠中毒症等に罹患している者に対する援護費の給付	健康対策課
	○女性の健康づくり支援事業（再掲）	・健康に関する情報提供、相談の実施	
	○すくすく子育て健康支援事業（再掲）	・未熟児、発達障害児、多胎児、外国人家庭、長期療養児等を抱える保護者支援のための健康教室等開催	
	○不妊治療等支援事業	・不妊治療に要する経費の一部助成 ・不妊専門相談センターの設置	
	○乳幼児すこやか発達相談指導事業	・発達の遅れが疑われる乳幼児を対象とした健康診査、健康教室の実施	
	○女性のがん検診体制整備事業	・乳がん検診体制の整備及び受診啓発	
③性感染症、エイズなどの女性対策を進める	○エイズ感染症予防対策事業	・正しい知識の普及啓発、予防教育	健康対策課
	○思春期健康問題緊急プロジェクト	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	
	○学校における性教育・エイズ教育の充実	・手引き等を作成し、学校教育での性教育の充実を図る。	体育保健課
	○心や性等の健康問題対策事業（学校・地域保健連携推進事業）	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施 ・産婦人科医等をヘルスカウンセリングアドバイザーに委嘱し、相談活動の助言・直接面談の実施	

数値目標

A 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

項目	現状	目標値 (H23)	考え方	所管課
県の審議会等における女性委員割合	43% (H18.4)	40%を下回らない	引き続き監視	職員課 男女共同参画推進課
男女共同参画を知っている県民の割合	57% (H16)	100%		男女共同参画推進課
性別によって役割を固定する考え方に同感しない県民の割合	46% (H16)	80%		
男女共同参画人材バンク登録者数	168人 (H18)	200人		
男女共同参画推進行動計画策定市町村	12市町村 (H18.8)	19市町村	全市町村	
男女共同参画交流室設置数	12市町村 (H17.4)	19市町村	全市町村	

B 職場、家庭及び地域において、だれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

項目	現状	目標値 (H23)	考え方	所管課
男女共同参画推進企業認定企業数	24社 (H18.9)	350社 (H20)		男女共同参画推進課
職場のセクシュアルハラスメント防止対策実施率	64% (H17)	100% (H23)		
ファミリー・サポート・センター設置市町村数	8市町村	19市町村	全市町村	
介護休業制度普及率	78% (H17)	100% (H23)		
女性育児休業取得率 (従業員10~29人)	54% (H17)	70% (H23)	全体平均並み	
男性育児休業取得率	0% (H17)	10% (H23)		
男性県職員の育児休業取得率	2.4% (H17)	10%以上 (H21)	引き続き取得促進のための意識啓発等を進める	職員課
県職員年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数	10.2日 (H17)	12日以上 (H21)	引き続き取得促進のための意識啓発や環境整備を進める	
男性教職員の育児休業取得率	1.1% (H17)	10%以上 (H21)	引き続き取得促進のための意識啓発等を進める	教育総務課

年次有給休暇の教員1人当たり年間平均取得日数	10.2日 (H17)	15日以上 (H21)	引き続き取得促進のための意識啓発や環境整備を進める	家庭・地域教育課
鳥取県家庭教育推進協力企業	52社 (H19.2)	120社 (H20)		子ども家庭課
保育所に対する支援事業 ・延長保育 ・一時保育	2,000人 194人 39カ所	2,106人 410人 59カ所	全保育所が実施	
放課後児童クラブ (クラブ数)	113クラブ (H18.6)	118クラブ (H21)	市町村の設置予定数	
農協における女性の正組合員	17.1% (H18.3)	30%		農政課
農協の支店等における女性運営委員数	10% (H18.3)	20%		
指導農業士に占める女性の割合	34% (H18.3)	40%	県の条例に基づき審議会等への4割以上の登用に準ずる	
家族経営協定締結農家数	125組 (H18.3)	170組	毎年8組程度締結	
農業委員に占める女性の割合(選任委員中女性の割合)	23% (H18.3)	40%		経営支援課
女性起業グループ数	65組織 (H18.3)	80組織	毎年3組織程度増加を目指す	農林総合技術研究院
森林組合正組合員の女性比率	7.6% (H18.3)	8%	年間10名の増加を目指す	農政課
農協の役員	10人 (H18.3)	14人	各農協4名以上を目指す。専門農協への働きかけ	
農協の総代	6.8% (H18.3)	8%	農協、基幹支所5名程度の登用	
生産部役員	役員	6.0% (H18.3)	10%	農林総合技術研究院
	生産指導員	4.6% (H18.3)	10%	
女性認定農業者数	16人 (H18.3)	60人	年間10名程増加を目指す	経営支援課
女性漁業士数	0人	1人	現漁業士数32人	水産課
漁協正組合員の女性比率	0.6%,25人 (H17)	0.8%		
介護老人福祉施設	2,851床 (H18.10)	2,879床 (H20)		長寿社会課
介護老人保健施設	2,778床 (H18.10)	2,790床 (H20)		
バス車両のバリアフリー化(低床バス)	29% (H18.1)	40% (H20)		交通政策課

C 女性の人権や、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

項 目	現 状	目標値 (H23)	考え方	所 管 課
乳がん検診受診率	—	35%		健康対策課
子宮がん検診受診率	17.5% (H17)	35%		